

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

「事業実施区域及びその周囲」（以下、「調査区域」といいます。）とは、環境要素に係る環境影響を受ける恐れがある地域として、事業実施区域から概ね片側約3km（環境項目の中で、地域特性の把握範囲が最も広い景観項目の範囲「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）」を参考に設定しました。）を含む図4-1の範囲とし、地域特性を把握する範囲としました。

なお、統計資料等の行政単位による文献調査の場合は、「調査区域に含まれる愛知県一宮市・稲沢市・岩倉市、岐阜県各務原市・笠松町の4市1町」（以下、「調査区域内の市町」といいます。）で行いました。

これらの調査区域内の市町は、表4-1に示すとおりです。

表 4-1 調査区域内の市町

県名	市町名
愛知県	一宮市
	稲沢市
	岩倉市
岐阜県	各務原市
	笠松町
計	4市1町

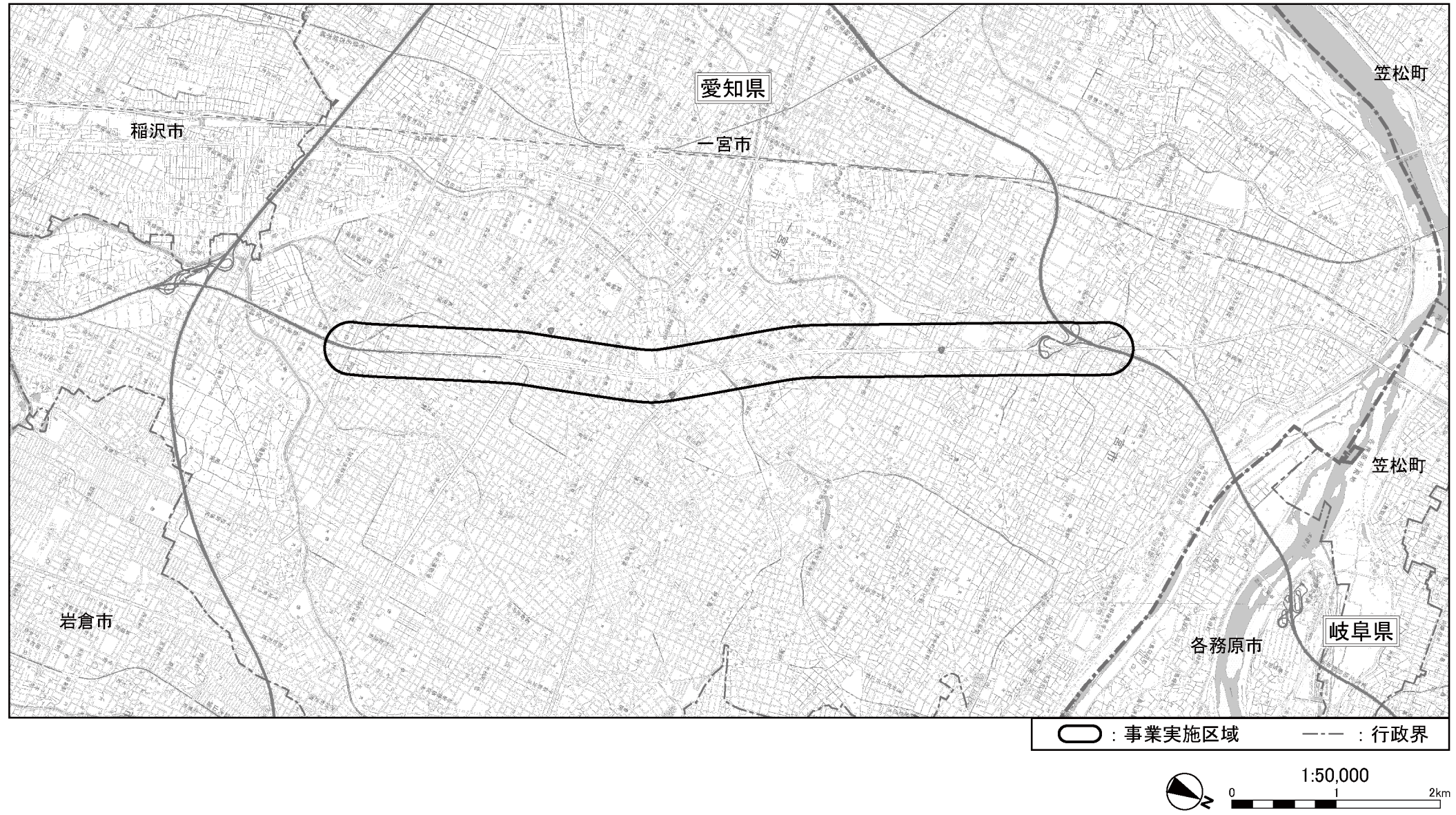


図 4-1 事業実施区域及びその周囲

第1節 自然的状況

事業区域及びその周囲における自然的状況を把握した結果を表 4-1 に示します。

表 4-1(1) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
気象、 大気質、 騒音、 振動 その他の 大気に係る 環境の 状況	気象の状況	調査区域に位置する一宮地域雨量観測所では、総降水量の観測が行われており、1570.5～1954.0mmとなっています。また、調査区域外に位置する名古屋地方気象台では、平均気温は15.8～17.0℃、降水量は1,463.5～1,803.0mm、日照時間は2,100.3～2,355.3時間、平均風速は3.0～3.1m/s、最多風向は北北西となっています。同じく調査区域外に位置する岐阜地方気象台の年間の平均気温は15.7～17.0℃、降水量は1,719.0～2,440.5mm、日照時間は2,080.6～2,315.6時間、平均風速は2.6～2.7m/s、最多風向は西北西又は北西となっています。
	大気質の状況	調査区域には、一般環境大気測定局が2局、降下ばいじん測定箇所は4箇所存在しています。 令和元(平成31)年度において、光化学オキシダントはすべての地点で環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、微小粒子状物質についてはすべての地点で環境基準を達成しています。 また、降下ばいじんは、すべての地点で「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に記載の参考値(10t/km ² ・月)を下回っています。
	騒音及び振動の状況	調査区域において、一般環境騒音の測定は令和元(平成31)年度に1地点で行われており、環境基準を達成しています。 道路交通騒音について、面的評価による環境基準の適合状況評価が平成27年度から令和元(平成31)年度に、25箇所で行われており、環境基準達成率は39.7～100.0%です。騒音規制法に基づく自動車騒音の限度(要請限度)の適合状況評価は平成27年度から令和元(平成31)年度に、20箇所で行われており、すべての地点で騒音規制法に基づく要請限度を下回っています。 また、調査区域において、道路交通振動の測定が令和元(平成31)年度に8箇所で行われており、すべての地点で振動規制法に基づく要請限度を下回っています。
水象、 水質、 水底の底質 その他 水に係る 環境の 状況	水象の概況	調査区域には、木曽川、日光川、青木川等が存在しています。
	水質の状況	調査区域において、令和元(平成31)年度の公共用水域水質(生活環境項目・健康項目)調査は木曽川の1地点で行われています。 生活環境項目については、pH、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、大腸菌群数は環境基準を達成していません。また、水生生物の保全に係る環境基準項目は、全亜鉛のみ調査されており、環境基準を達成しています。 健康項目については、鉛及び砒素が調査され、環境基準を達成しています。
	その他水に係る環境(地下水水質)	調査区域において、井戸を対象とした地下水水質の定期モニタリング調査が行われています。令和元(平成31)年度は、一宮市の6地点で調査が行われており、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4-1(2) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
土壌及び地盤の状況	土壌の状況	一宮市中心部周辺等は人工改変地となっており、その他は主に褐色低地土壌や灰色低地土壌が分布しています。 調査区域における土壌中ダイオキシン類濃度については、平成 27 年度に 2 地点、平成 28 年度に 1 地点で調査が行われており、すべての地点において環境基準を達成しています。
	地盤の状況	調査区域が位置する濃尾平野では昭和 50 年頃までは激しい沈下現象を示していましたが、現在では濃尾平野中西部を除き、地盤沈下は沈静化しています。調査区域における地盤沈下については、令和元(平成 31)年度に一宮市では 25 地点、岩倉市では 2 地点で調査が行われており、年間変動量は-0.65~-0.21cm、累積は-19.21~-1.62cm となっています。 調査区域における地下水位については、令和元(平成 31)年度に一宮市では 11 地点で調査が行われており、地下水位の平均は 3.15~7.70m となっています。
地形及び地質の状況	地形及び地質の状況	事業実施区域は木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には自然堤防、谷底平野・氾濫平野が広範囲に広がっています。また、事業実施区域は主に砂・泥及び礫を主とする層で形成されています。
	重要な地形及び地質の状況	調査区域には、重要な地形及び地質は存在していません。
	活断層の状況	調査区域には、一宮市中央部を南北方向に貫く「岐阜—一宮起震断層」が存在します。ただし、当該断層において第四系(第四紀に形成された地層や岩石)を変位させる断層が確認されていないため、活断層ではないと判断されています。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物の生息の状況	調査区域には、重要な動物種として、哺乳類 4 種、鳥類 50 種、爬虫類 2 種、両生類 5 種、魚類 24 種、昆虫類 40 種、底生動物 16 種、陸産貝類 1 種の確認記録があります。また、注目すべき生息地として、「木曾三川合流域の河川・水路・ため池群」が存在しています。
	植物の生育及び植生の状況	調査区域には、重要な植物種として、205 種の確認記録があります。また、調査区域には、特定植物群落が 1 群落、巨樹巨木林が 45 件、天然記念物が 21 件存在しています。
	生態系の状況	調査区域は、北側を流れる木曾川や南側を流れる日光川、庄内川等の沖積地となっており、平坦な地形が広がっています。 木曾川周辺に成立する陸水域とそれ以外の陸域に着目し、植生や土地利用の現況を踏まえ、自然環境を緑の多い住宅地・公園・墓地等やその他の市街地・工場地帯が広く分布し、水田や、果樹園・畑地も比較的多く分布する「陸域」及び木曾川沿いに河畔林がまとまって成立するため、樹林地・人工林が目立つ傾向にある「陸水域」に類型化しました。
景観及び人と自然との活動の状況	景観の状況	調査区域には、主要な眺望点として、ツインアーチ 138、一宮市役所(14 階展望ロビー)、i-ビルの 3 箇所が存在します。主要な景観資源として、木曾川、138 タワーパーク(国営木曾三川公園)、大江川緑道等の主要な景観資源が 5 箇所存在します。
	人と自然との触れ合いの活動の状況	調査区域には、人と自然との触れ合いの活動の場として、138 タワーパーク(国営木曾三川公園)、浅野公園、大江川緑道、サイクリングロード(犬山市~一宮市)等の 21 箇所が存在します。
一般環境中の放射性物質の状況		調査区域には、通年 24 時間連続で空間放射線量率を測定するモニタリングポストが設置されており、令和元(平成 31)年度の空間放射線量率(年間平均値)は、0.054 μ Gy/h です。

第2節 社会的状況

事業区域及びその周囲における社会的状況を把握した結果を表 4-2 に示します。

表 4-2(1) 社会的状況

項目		事業実施想定区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	人口の状況	平成 27 年 10 月 1 日現在の人口は、愛知県一宮市約 38.1 万人、稲沢市約 13.7 万人、岩倉市約 4.8 万人、岐阜県各務原市約 14.5 万人、笠松町約 2.3 万人で、愛知県 3 市の合計人口は愛知県全体の約 7.6%、岐阜県 2 市町の合計人口は岐阜県全体の約 8.2%に相当します。
	産業の状況	愛知県の産業別の就業者の割合については、第 3 次産業就業者の割合が最も高く、第 1 次産業就業者の割合が最も低くなっています。 岐阜県全体では第 1 次産業が約 3%、第 2 次産業が約 33%、第 3 次産業が約 64%の構成比ですが、関係市町では第 3 次産業の割合がさらに高く、第 1 次産業が低くなる傾向が見られます。
土地利用の状況		建物用地が広範囲を占めており、一部田や畑が存在しています。また、愛知県・岐阜県の県境には木曾川、北派川及び南派川が構成する河川地が広がっています。 また、調査区域の全域が都市地域に含まれ、一部が市街化区域に指定されています。森林地域は調査区域では指定されていません。
域の川、湖沼及び海	利水の状況	愛知県については、県全体の上水道水源のほとんどは河川水が占めていますが、一宮市・稲沢市では取水量の約半分が地下水を水源としています。 岐阜県については、上水道水源の多くを地下水が占めており、各務原市・笠松町においては取水量のすべてが深層地下水を水源としています。
交通の状況		事業実施区域は、一般国道 22 号と並走し、中京圏と北陸圏を連絡する東海北陸自動車道に接続します。 また、調査区域に位置する鉄道としては、JR 東海道本線、名鉄名古屋本線があり、平成 29 年度の各駅の年間乗車人員数は、愛知県では一宮市の中心駅である JR 尾張一宮が約 9,899 千人、名鉄一宮駅が約 6,524 千人にのぼっています。
学校の配慮が特に必要施設の配置の概況	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要施設の配置の状況	調査区域全域には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校・図書館、幼稚園・保育園等、病院・福祉施設）が多数分布しており、事業実施区域においては、中学校が 1 箇所、大学が 1 箇所、幼稚園が 1 箇所、福祉施設が 6 箇所存在します。
	住宅の配置の概況	調査区域は、市街地に位置し、住宅は全域に広く分布しています。また、人口集中地区（DID 地区）が存在します。
下水道の整備の状況		愛知県内関係市町の汚水処理人口普及率は約 79～約 84%、下水道処理人口普及率は約 43～約 69%であり、いずれも愛知県全体と比較して低くなっています。調査区域の公共下水道処理場は東部浄化センターの 1 箇所が存在します。

表 4-2(2) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>調査区域における「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画法」により定められた用途地域があります。 ・「環境基本法」に基づき、岐阜県において岐阜地域（岐阜市、各務原市）を対象に公害防止計画が策定されています。また、愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市は策定地域の対象外です。 ・「大気汚染防止法」により規定された指定地域はありません。 ・「環境基本法」により定められた環境基準として、大気の汚染、騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染に係る基準があります。 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市は窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されています。 ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による沿道整備道路の指定はありません。 ・「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度が関係市町の全域に指定されています。 ・「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が関係市町の全域に指定されています。 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市に指定されています。 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度が関係市町の全域に指定されています。 ・「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が関係市町の全域に指定されています。 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市に指定されています。 ・「水質汚濁防止法」で定める排水基準より厳しい許容限度を定める排水基準（上乘せ排水基準）は、愛知県条例により、木曾川水域に設定されています。また、化学的酸素要求量及び窒素又はりん含有量について、愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市、岐阜県各務原市が同法施行令で定める指定地域に指定されています。 ・「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域が 2 件存在しています。なお、形質変更時要届出区域はありません。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域は、愛知県が指定した一宮市浅井町極楽寺字北浦の一部が該当します。 ・「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」により定められた農用地土壌汚染対策地域はありません。 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域はありません。 ・「工業用水法」に基づく指定地域として、愛知県一宮市及び稲沢市が定められています。 ・「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」に基づく対象地域に、関係市町はすべて含まれます。このうち、愛知県一宮市、稲沢市、岩倉市は規制地域に該当します。また、岐阜県各務原市、笠松町は観測地域に該当します。 ・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区の区域はありません。 ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づく湿地の区域の指定はありません。

表 4-2(2) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護法」、「愛知県文化財保護条例」、「一宮市文化財保護条例」、「稲沢市文化財保護条例」、「各務原市文化財保護条例」及び「笠松町文化財保護条例」に基づき指定あるいは登録された史跡、名勝又は天然記念物、重要文化財（建造物）及び重要無形民俗文化財として、県指定史跡が4件、市・町指定史跡が13件、国指定名勝が1件、市指定天然記念物が20件存在しています。更に、国指定建造物が3件、県指定建造物が2件、市指定建造物が6件、登録有形文化財（建造物）が5件、県指定無形民俗文化財が2件、市指定無形民俗文化財が3件存在します。 ・「自然公園法」に基づき指定された国定公園及び都道府県立自然公園の区域はありません。 ・「自然環境保全法」により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県立自然環境保全地域はありません。 ・「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区の区域はありません。また、同法に基づき、愛知県一宮市、稲沢市、岩倉市、岐阜県各務原市及び笠松町において緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（緑の基本計画）が制定されています。 ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区として岩倉自然生態園鳥獣保護区が指定されています。なお、岩倉自然生態園鳥獣保護区の範囲を除き、一宮市、稲沢市及び岩倉市の全範囲が、特定猟具（銃）使用禁止区域に指定されています。 ・「都市計画法」に基づく風致地区は指定されていません。 ・「森林法」により指定された保安林のうち名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林は存在しません。 ・「景観法」に基づく景観行政団体である愛知県一宮市及び岐阜県各務原市により、良好な景観の形成に関する計画（景観計画）が策定されています。 ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は定められていません。 ・「保護林設定管理要領」に基づく保護林の区域は定められていません。 ・「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき指定された除染特別地域及び汚染状況重点調査地域は存在しません。
<p>地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、愛知県では「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定しています。関係市町のうち、一宮市・稲沢市・岩倉市は、同計画の対策地域に含まれます。 ・「水質汚濁防止法」に基づき、愛知県では「愛知県化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」、岐阜県では「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（岐阜県）」が策定されています。
<p>その他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県では、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」を制定しています。岐阜県では、「岐阜県環境基本条例」に基づき、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を制定しています。 ・愛知県及び岐阜県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況について、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥の再資源化率が9割を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は82%程度となっています。 ・産業廃棄物処理施設は、中間処理施設が14件存在しており、最終処分場はありません。 ・愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略2030」を、岐阜県では「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版（一部改訂）」を策定し、それぞれ2030年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で26%削減する目標を設定しています。 ・愛知県及び一宮市における公害苦情件数は、ともに騒音が最も多く、次いで大気汚染、悪臭となっています。

第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では集落・市街地、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 5-1 に示します。また、現段階では計画交通量が決まっていないため、予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法としました。

予測地域は図 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質	集落・市街地 ^{※1} の位置	既存資料	集落・市街地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
自動車の走行による騒音				
道路の存在による動物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種 ^{※2}	既存資料	重要な種の生息地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落 ^{※4} ・巨樹・巨木林 ^{※5} ・天然記念物 ^{※6}	既存資料	重要な種・群落の生育地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・重要湿地 ^{※7}	既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・主要な眺望点、景観資源 ^{※7}	既存資料	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

※1) 集落・市街地の既存資料：人口集中地区及び用途地域（工業専用地域を除く）を基本にS=1/2, 500地形図からの読み取りによるものを補足して設定。

※2) 重要な動物種の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」（昭和56年、環境庁）

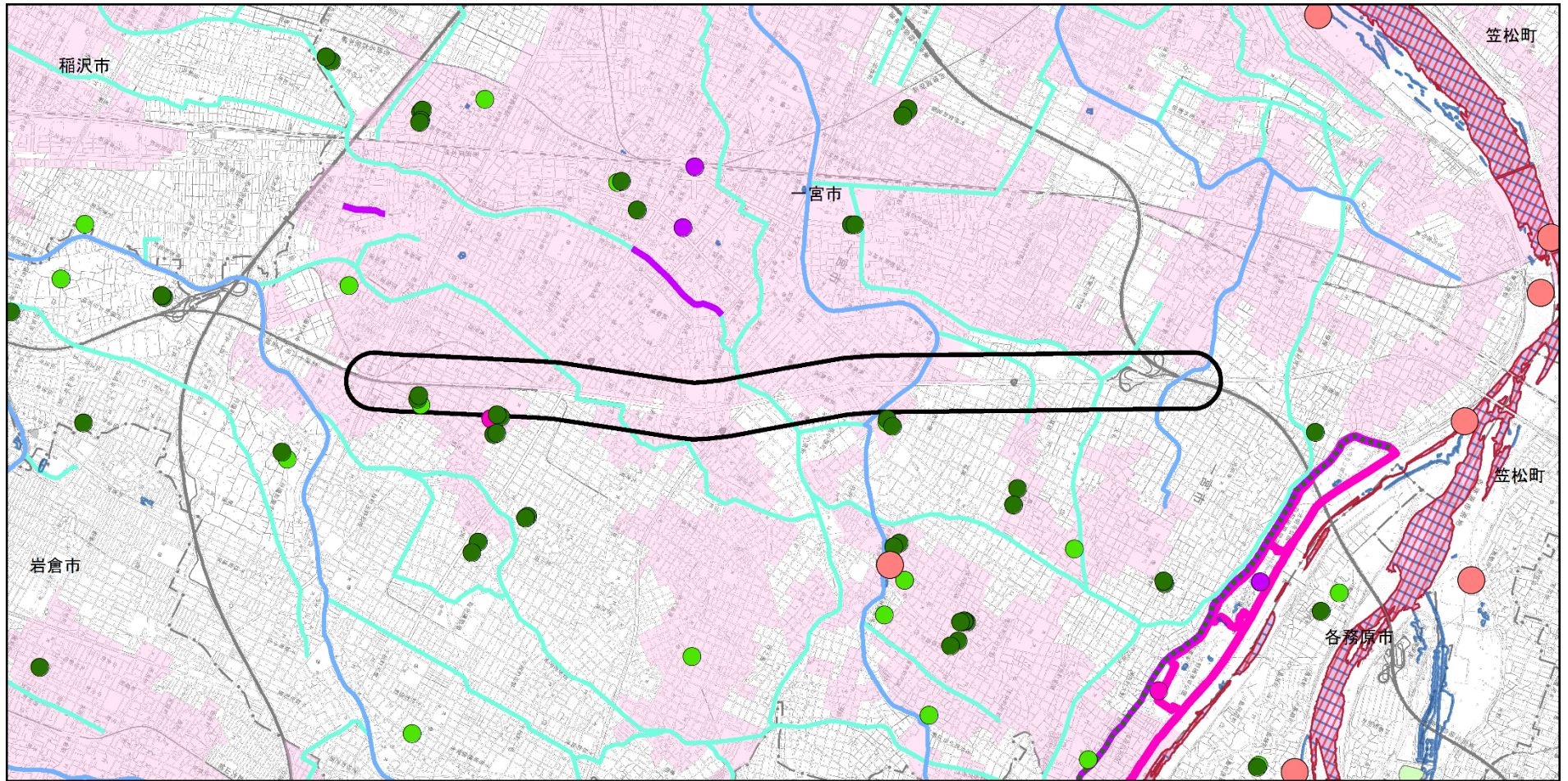
※3) 重要な植物群落の既存資料：「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」（昭和56年、環境庁）

※4) 巨樹・巨木林の既存資料：「第4回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成7年、環境庁）、「第6回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（平成13年3月、環境省自然環境局生物多様性センター）

※5) 天然記念物の既存資料：「一宮の文化財（文化財ガイドマップ）」（平成20年3月、一宮市教育委員会）、「稲沢の文化財」（稲沢市ホームページ）、「各務原市の文化財」（平成27年3月、各務原市教育委員会）

※6) 重要湿地の既存資料：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）

※7) 重要湿地の既存資料：「美しい愛知づくり基本計画」（平成19年3月、愛知県）、「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）



凡例

- | | | | | | | | |
|--|-------|--|--------|--|--------------------------|--|-----------------|
| | 重要な動物 | | 特定植物群落 | | まとまって存在する自然環境(木曾川水系、溜め池) | | 眺望点 |
| | 重要な魚類 | | 巨樹・巨木林 | | まとまって存在する自然環境(その他の水系の河川) | | 景観資源 |
| | | | 天然記念物 | | まとまって存在する自然環境(その他の水路等) | | 景観資源 |
| | | | 天然記念物 | | | | 人と自然との触れ合いの活動の場 |
| | | | | | | | 人と自然との触れ合いの活動の場 |
| | | | | | | | 集落・市街地 |

凡例

- | | |
|--|----------|
| | 事業実施想定区域 |
| | 行政界 |

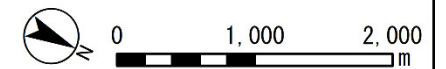


図 5-1 予測地域

本事業に係る計画段階配慮事項について、各案における環境影響を検討した結果は、表 5-2(1)～(2)に示すとおりです。

案①は、大気質については、環境影響の程度が最も小さいと評価しました。騒音について環境影響を与える可能性があるとして評価しました。動物、植物、生態系、景観の 4 つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さいと評価しました。

案②は、騒音について環境影響を与える可能性があるとして評価しました。大気質、動物、植物、生態系、景観の 5 つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さいと評価しました。

案③は、騒音について環境影響を与える可能性があるとして評価しました。大気質、動物、植物、生態系、景観の 5 つの環境要素において、環境影響の程度が比較的小さいと評価しました。

大気質においては、案①が影響の程度が最も小さいと評価しました。

騒音、動物、植物、生態系、景観については、影響の程度は、同程度と評価しました。

今後、具体的なルートや道路構造を決定する際は、できる限り市街地、重要な種の生息地等、重要な種・群落の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を避けて計画します。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

表 5-2(1) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	検討対象	【案①】専用部整備案	【案②】部分立体案	【案③】平面8車線案
自動車の 走行による 大気質	集落・市 街地の位 置	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量が増加すると考えられることから、影響を与える可能性はありますが、走行速度が向上するため、その程度は小さいと評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量が増加すると考えられることから、影響を与える可能性はありますが、走行速度がやや向上するため、その程度は小さいと評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量が増加すると考えられることから、影響を与える可能性はありますが、走行速度がやや向上するため、その程度は小さいと評価します。
		影響の程度は、走行速度が最も向上する案①が最も小さいと評価します。		
自動車の 走行による 騒音	集落・市 街地の位 置	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、供用時の交通量及び走行速度によっては、騒音に影響を与える可能性があるとして評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、供用時の交通量及び走行速度によっては、騒音に影響を与える可能性があるとして評価します。	集落・市街地を通過し、道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、供用時の交通量及び走行速度によっては、騒音に影響を与える可能性があるとして評価します。
		いずれの案も影響の程度は、同程度と評価します。		
道路の存在による 動物	重要な種 の生息地 等	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過しないため、影響は小さいと評価します。また、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、動物への影響は回避、低減されるため小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過しないため、影響は小さいと評価します。また、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、動物への影響は回避、低減されるため小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地を通過しないため、影響は小さいと評価します。また、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、動物への影響は回避、低減されるため小さいと評価します。
		いずれの案も同一ルートであるため、影響の程度は、同程度と評価します。		
道路の存在による 植物	重要な種 ・群落の 生育地等	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林を通過すると予測されますが、その位置が特定できていることや、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、植物への影響は回避、低減されるため、小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林を通過すると予測されますが、その位置が特定できていることや、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、植物への影響は回避、低減されるため、小さいと評価します。	既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林を通過すると予測されますが、その位置が特定できていることや、既に改変されている国道22号を極力活用した構造を検討することから、植物への影響は回避、低減されるため、小さいと評価します。
		いずれの案も同一ルートであるため、影響の程度は、同程度と評価します。		

表 5-2(2) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	検討対象	【案①】専用部整備案	【案②】部分立体案	【案③】平面8車線案
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境	既存資料により確認できた、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境のうち、その一部である河川、水路が現在の国道22号と交差しているものの、その箇所はいずれも暗渠構造であることから、生態系の保全上重要な自然環境にはなりにくいいため、生態系への影響は小さいと評価します。	既存資料により確認できた、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境のうち、その一部である河川、水路が現在の国道22号と交差しているものの、その箇所はいずれも暗渠構造であることから、生態系の保全上重要な自然環境にはなりにくいいため、生態系への影響は小さいと評価します。	既存資料により確認できた、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境のうち、その一部である河川、水路が現在の国道22号と交差しているものの、その箇所はいずれも暗渠構造であることから、生態系の保全上重要な自然環境にはなりにくいいため、生態系への影響は小さいと評価します。
		いずれの案も同一ルートであるため、影響の程度は、同程度と評価します。		
道路の存在による景観	重要な箇所	上空方向に構造物が連続的に構築されるため、景観への影響を与える可能性はありますが、事業実施想定区域は、既存の高速道路を含む人工物が多い地域で、重要な箇所（主要な眺望点、景観資源）を通過しないため、景観への影響は小さいと評価します。	上空方向に構造物が部分的に構築されるため、景観への影響を与える可能性はありますが、事業実施想定区域は、既存の高速道路を含む人工物が多い地域で、重要な箇所（主要な眺望点、景観資源）を通過しないため、景観への影響は小さいと評価します。	上空方向に構造物が構築されないことや重要な箇所（主要な眺望点、景観資源）を通過しないため、景観への影響は小さいと評価します。
		いずれの案も影響の程度は、同程度と評価します。		

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表6-1(1)～(2)に示すとおりです。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
1. 総論	
<p>(1) 方法書以降の適切な環境配慮等</p> <p>本配慮書は、計画段階配慮事項についての検討に当たって把握すべき交通の状況等に関する記載に十分ではない点があるため、方法書以降において必要な情報を適切に記載すること。また、今後、専門家からの助言を得るとともに、愛知県、一宮市等の関係行政機関との協議を十分に行い、地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。</p>	<p>今後の環境影響評価図書の作成に当たっては、交通の状況等に関する必要な情報を適切に記載します。方法書の第4章の事業実施区域及びその周囲の概況において、交通の状況等について記載しました。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいては、専門家からの助言を得るとともに、愛知県、一宮市等の関係行政機関との協議を十分に行い、地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保します。</p>
<p>(2) 対象事業実施区域の設定</p> <p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、住居等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、その結果を反映し、影響を極力低減すること。また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、住居等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、その結果を反映し、影響を極力低減します。</p> <p>また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、環境影響評価の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。</p>
2. 各論	
<p>(1) 大気環境</p> <p>想定区域及びその周辺には、市街地が形成されており、住居等が多数存在していることから、本事業の実施による道路交通騒音及び排気ガス等による生活環境への影響が懸念される。このため、方法書以降の手続においては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、特に騒音や大気汚染に係る影響を受けるおそれのある住居等について、影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続においては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。</p>

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
2. 各論	
<p>(2) 廃棄物等 工事に伴い発生する廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物等の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。</p>	<p>工事に伴い発生する廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物等の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理します。</p>
<p>(3) 温室効果ガス 工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>工事に伴う温室効果ガスの発生をできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討します。</p>
<p>(4) 地域住民等への説明及び関係機関との連携 本事業は、市街地において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行います。</p>

第7章 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と事業予定者の見解

対策案（ルート帯案）を検討する際に重視すべき事項として、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」及び、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」の2項目について意見聴取を行い、「特に重視すべき」、「やや重視すべき」、「あまり重視すべきではない」、「重視すべきでない」の4段階で回答していただきました。（アンケート調査：令和元年9月13日～令和元年11月13日）

その結果、重視すべきという意見（“特に重視すべき” “やや重視すべき”）は、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」が76%、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」が71%という結果でした。また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び事業予定者の見解を表 7-1 に示します。

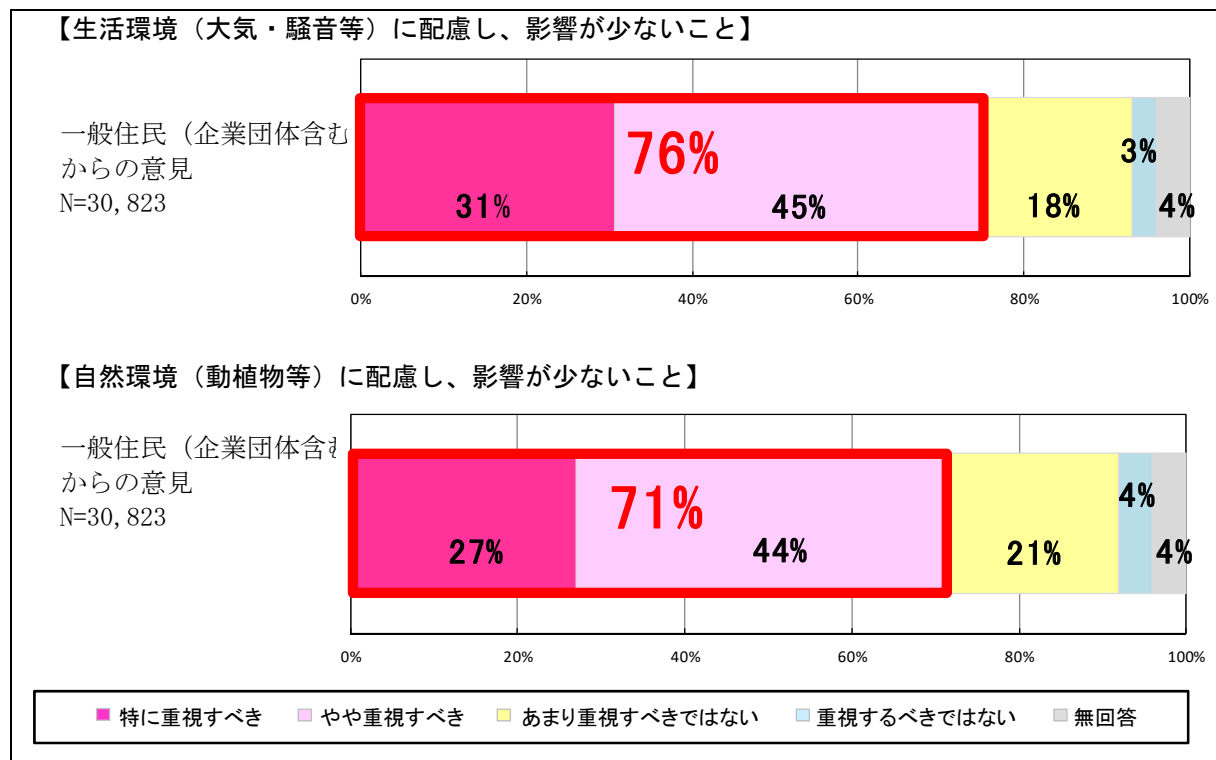


図 7-1 一般住民（企業団体含む）からの重視すべきという意見の割合

表 7-1 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と事業予定者の見解

項目	一般住民からの意見	事業予定者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・大気、騒音等、周りの住民に配慮する ・人や環境への配慮を欠いてはいけない ・生活環境・自然環境には引き続き配慮してください ・子供達と将来のためにも、環境問題を考慮した改善をお願いします <p style="text-align: right;">上記意見を含む計 104 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います</p>
生活環境（大気質・騒音）	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音をなるべく抑えていただきたい ・騒音と近隣対策 ・工事中の騒音・振動問題 ・工事中の周辺商業地区への騒音等の影響を心配している ・騒音振動に配慮した工事 ・騒音がひどすぎる。消音できないのか ・排気ガス問題、住宅への配慮も重要視するべきではないか ・大気、騒音などの環境被害を受ける恐れのある施設を示すべき ・大気・騒音の具体的予測を示した配慮書に。 <p style="text-align: right;">上記意見を含む計 223 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います</p>
自然環境（動植物・生態系）	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・自然、動物、樹々や植物への影響を心配しています ・緑が多いといいです ・環境（植物など）に配慮して欲しい ・動物植物に優しい環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境への配慮 <p style="text-align: right;">上記意見を含む計 44 件</p>	<p>事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。</p> <p>また今後の環境影響評価の手続きにおいて、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います</p>

第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第3条の7の規定に基づき、配慮書について愛知県知事及び一宮市長から意見聴取を行いました。

愛知県知事からの意見と都市計画決定権者の見解を表7-2(1)～(2)に示します。また、一宮市長からの意見と都市計画決定権者の見解を表7-3に示します。

表 7-2(1) 愛知県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1. 全般的事項	
(1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容については、方法書第3章第3節に記載しました。
(2) 事業計画及び工事計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画及び工事計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響を極力回避、低減します。
2. 大気質及び騒音	
事業実施想定区域内には集落・市街地が存在しており、本事業の実施に伴う大気質及び騒音による生活環境への影響が懸念される。 このため、生活環境への影響に配慮した事業計画及び工事計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
3. 動物	
事業実施想定区域内には水田等が存在しており、立体構造とする場合には工作物の存在による鳥類への影響が懸念される。 このため、鳥類の生息環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	鳥類の生息環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。

表 7-2(2) 愛知県知事からの意見と都市計画決定権者の見解

愛知県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
4. その他	
<p>(1) 配慮書の案において、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果について、大気等の予測結果が定性的な記載にとどまっていることなどから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。</p> <p>また、本配慮書においても、同法に規定するこれらの事項について、同様の記載にとどまっている。</p> <p>このため、方法書以降の手続きにおいては、適切に予測・評価を行い、図書を作成の上、環境の保全の見地から意見を求めること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続においては、大気質等の影響について、適切な調査、予測及び評価並びに地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行った上で、環境の保全の見地から意見を求めます。</p>
<p>(2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めます。</p>

表 7-3 一宮市長からの意見と都市計画決定権者の見解

一宮市長からの意見	都市計画決定権者の見解
<p>1 本計画による道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、周辺住居等に対する騒音・振動による生活環境への影響について回避・低減に努めること。</p>	<p>騒音・振動による生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、極力回避・低減します。</p>
<p>2 アクセスの向上により周辺地域からの流入による交通量の増加が避けられないので、道路接合部付近など交通渋滞が発生しやすい区間における住居等への大気汚染の回避・低減に努めること。</p>	<p>大気質による生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、極力回避・低減します。</p>
<p>3 計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続においては、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。</p>

第8章都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第1節 専門家等による技術的助言

環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家等による技術的助言を受けました。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容については、表 8-1 に示すとおりです。

表 8-1 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

項目	専門分野	技術的助言の内容
大気質	環境地理学 (地球温暖化、 生物多様性、 大気汚染)	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質等）の調査について、風下の地点における四季ごと1週間連続調査を行うこと。 ・光化学オキシダント濃度は、夏季に高くなる傾向があることから、その原因物質である二酸化窒素を含む窒素酸化物については、季節別に調査結果をとりまとめること。 ・温室効果ガスを評価項目に入れるよう検討すべき。
騒音 振動 低周波音	環境計画 社会音響学 建築音響学	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・国道 22 号の道路交通騒音の調査とあわせて交通量、走行速度を把握すること。 ・低周波音を現地で調査する場合、風による影響に留意し、適切に測定を行うこと。
地下水質	地質学 岩石鉱物学	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
動物（鳥類） 生態系	動物 (動物生態学・ 鳥類)	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・環境保全措置の検討を行う必要があると判断した場合、最新の知見・技術を参考として、適切に検討を行うこと。
動物（魚類） 生態系	動物 (動物生態学・ 魚類)	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
動物 (底生動物) 生態系	動物（貝類）	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
植物 生態系	植物分類学	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
景観 人と自然との 触れ合いの 活動の場	建築学 建築史・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。

第2節 環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目について、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第10号）、「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第19号）（以下、「国土交通省令」といいます。）に基づきつつ、国土技術政策総合研究所資料第714号 土木研究所資料第4254号 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「国土技術政策総合研究所資料第1124号 道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和2年度版）」（令和2年9月 国土交通省国土技術政策総合研究所）（以下、「技術手法」といいます。）を参考のうえ、「環境影響評価指針」（平成11年5月28日、愛知県告示445号）を勘案し、「配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性（並びに専門家等による技術的助言）を踏まえて選定しました。

本事業に係る環境影響評価の項目及びその選定理由は、表 8-2 に示すとおりです。

環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等に係る項目としました。

第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

前節において選定した環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は、表 8-3(1)～(19)に示すとおりです。

表 8-2 環境影響評価の項目及びその選定理由

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	置	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	掘割式(地表示式又は掘)	道路(嵩上式)の存在	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●						○	事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
			粉じん等	○	○							事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る粉じん等による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		騒音	騒音	○	○						○	事業実施区域及びその周辺には住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る騒音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。
		振動	振動	○	○						○	事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る振動による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		低周波音	低周波音								●	事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在し、かつ対象道路は嵩上式（高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る低周波音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	水環境	水質	水の濁り			●						事業実施区域及びその周辺には、日光川及び野野川等の公共用水域が存在するため、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る水質（水の濁り）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	土壌に係る環境その他の環境	その他の環境要素	日照障害							○	事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在し、かつ対象道路は嵩上式（高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（嵩上式）の存在）に係る日照障害の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地				○		○			事業実施区域及びその周辺には、重要な種の生息環境が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表示式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る動物（重要な種）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。	
	植物	重要な種及び群落				○		○			事業実施区域及びその周辺には、重要な種の生育環境が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表示式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る植物（重要な種）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		○			事業実施区域及びその周辺には、地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表示式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る生態系（地域を特徴づける生態系）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○			事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点及び景観資源が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表示式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る主要な眺望景観への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○			事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表示式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況			●					●		事業実施区域及びその周辺には、文化財保護条例等に基づく文化財等が存在するため、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表示式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況（文化財等）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）に係る廃棄物等の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
	温室効果ガス等	温室効果ガス等		●							工事の実施に伴い温室効果ガス等が発生するため、工事の実施（建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス等の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	

注1) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、“**太枠**”印は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

注2) この表において各用語の定義は、以下に示すとおりである。

切土工等：切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

工事施工ヤード：工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

粉じん等：粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

注目すべき生息地：学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であること、その他の理由により注目すべき生息地をいう。

主要な眺望点：不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

主要な眺望景観：主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場：不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

表 8-3(1) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事の実施 (建設機械 の稼働)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は一般局が2局あり、大気質について測定されています。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、2局とも過去5年間において環境基準を達成しています。</p> <p>3. 気象の状況 事業実施区域及びその周囲の近くには名古屋地方気象台及び岐阜地方気象台が存在します。名古屋地方気象台では、気温、降水量、風向、風速、日射量、雲量等を、岐阜地方気象台では気温、降水量、風向、風速、日射量等を測定しています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2) 気象の状況（風向、風速、日射量及び放射収支量又は雲量）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）等による観測方法</p> <p>3. 調査地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号 2.5）に記載のブルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。</p> <p>2. 予測地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。</p> <p>4. 予測対象時期等 建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3(2) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は一般局が2局あり、大気質について測定されています。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、2局とも過去5年間において環境基準を達成しています。</p> <p>3. 気象の状況 事業実施区域及びその周囲の近くには名古屋地方気象台及び岐阜地方気象台が存在します。名古屋地方気象台では、気温、降水量、風向、風速、日射量、雲量等を、岐阜地方気象台では気温、降水量、風向、風速、日射量等を測定しています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2) 気象の状況（風向、風速） 3) 道路の状況（交通量、走行速度）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）による観測方法 3) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。</p> <p>3. 調査地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 道路の状況については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を予定している道路において交通状況の変化があると考えられる箇所ごとに、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を予定している道路を代表する交通の状況が得られる箇所とします。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号2.6）に記載のブルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。</p> <p>2. 予測地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。</p> <p>4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (3) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状 物質	土地又は工 作物の存在 及び供用(自 動車の走行)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車からの排出ガスによる二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は一般局が2局あり、大気質について測定されています。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、2局とも過去5年間において環境基準を達成しています。</p> <p>3. 気象の状況 事業実施区域及びその周囲の近くには名古屋地方気象台及び岐阜地方気象台が存在します。名古屋地方気象台では、気温、降水量、風向、風速、日射量、雲量等を、岐阜地方気象台では気温、降水量、風向、風速、日射量等を測定しています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2) 気象の状況（風向、風速） 3) 道路の状況（交通量、走行速度）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果等を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）による観測方法 3) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。</p> <p>3. 調査地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号2.1）に記載のブルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。</p> <p>2. 予測地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 予測地域において、道路構造、交通条件が変化することに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。なお、高架構造である対象道路の近傍に中高層住居等が存在する場合は、必要に応じて対象道路の高さと同等の高さを設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (4) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	粉じん等	工事の実施 (建設機械の稼働)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 気象の状況 事業実施区域及びその周囲の近くには名古屋地方気象台及び岐阜地方気象台が存在します。 名古屋地方気象台では、気温、降水量、風向、風速、日射量、雲量等を、岐阜地方気象台では気温、降水量、風向、風速、日射量等を測定しています。	1. 調査すべき情報 1) 気象の状況 (風向、風速) 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」(2002年 気象庁)による観測方法 3. 調査地域 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号 2.3)に記載の事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測します。 2. 予測地域 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による資材及び機械の運搬に伴う粉じん等の影響が考えられます。	1. 調査すべき情報 1) 気象の状況 (風向、風速) 2) 道路の状況 (交通量、走行速度) 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」(2002年 気象庁)による観測方法 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3. 調査地域 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号 2.4)に記載の事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測します。 2. 予測地域 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に伴う粉じん等に係る環境影響が最大となる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に伴う車両の運行に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。	

表 8-3 (5) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施（建設機械の稼働）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 騒音の状況 事業実施区域及びその周囲では、一般環境騒音は各務原市の1地点において測定されています。令和元（平成31）年度の調査結果は環境基準を達成しています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域があります。また、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する地域指定及び時間区分があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況 2) 地表面の状況（草地、裸地、芝地、舗装地の区分）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第一号）に規定する方法により行います。 2) 地表面の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。</p> <p>5. 調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2) 地表面の状況 地表面の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号4.2）に記載の音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の予測モデル：ASJ CN-Model）を用いて、騒音レベルの90%レンジの上端値（L₉₀）等を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴い発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地境界線を予測地点として設定します。 予測高さは、原則として地上1.2mとします。</p> <p>4. 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第一号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成7年3月23日条例第9号）との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (6) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 騒音の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通騒音は平成27年度から令和元（平成31）年度の間に一宮市19地点、岩倉市1地点で測定されています。測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域があります。また、自動車騒音の指定区域及び時間区分が指定されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況（等価騒音レベル） 2) 道路の状況（交通量、走行速度、舗装の種類等） 3) 沿道の状況（地表面の種類）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 沿道の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。</p> <p>5. 調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2) 道路の状況 交通量及び走行速度、舗装の種類等については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 沿道の状況 沿道の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号4.3）に記載の音の伝搬理論に基づく予測式（既存道路の現況の等価騒音レベルに、工用車両の影響を加味した式）を用いて、等価騒音レベル（L_{Aeq}）を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 工用道路の接続が予想される既存道路など工用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。予測高さは、原則として地上1.2mとします。</p> <p>4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (7) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	<p>対象道路は、車線数4、設計速度80km/時で計画されており、基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の騒音の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 騒音の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通騒音は平成27年度から令和元(平成31)年度の間に一宮市19地点、岩倉市1地点で測定されています。測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域があります。また、自動車騒音の指定区域及び時間区分が指定されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況(等価騒音レベル) 2) 道路の状況(交通量、走行速度、舗装の種類等) 3) 沿道の状況(住居等の平均階数及び地表面の種類)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 沿道の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。</p> <p>5. 調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とします。 2) 道路の状況 交通量及び走行速度、舗装の種類等については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 沿道の状況 沿道の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第1124号4.1)に記載の音の伝搬理論に基づく予測式(日本音響学会の道路交通騒音の予測モデル: ASJ RTN-Model)を用いて、等価騒音レベル(L_{Aeq})を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 予測地域において、道路構造、交通条件が変化することによって区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して設定します。 予測高さは、幹線道路近接空間及び背後地[*]における住居等の階層等高さを考慮して設定します。 ※幹線道路近接空間及び背後地:「騒音に係る環境基準」に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間とその背後地</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (8) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施（建設機械の稼働）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、一般環境振動に関する公表資料はありません。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する地域指定及び時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 地盤の状況（地盤種別）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に規定される測定方法により行います。 2) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号6.2）に記載の事例の引用又は解析により得られた振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値（L_{10}）等を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴い発生する振動の規制に関する基準位置の敷地境界線を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成7年3月23日条例第9号）に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (9) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元（平成31）年度に一宮市7地点、岩倉市1地点で測定されています。測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 道路の状況（交通量、走行速度） 3) 地盤の状況（地盤種別）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号6.3）に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値（L_{10}）を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (10) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	<p>対象道路は、車線数4、設計速度80km/時で計画されており、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元(平成31)年度に一宮市7地点、岩倉市1地点で測定されています。 測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 道路の状況(交通量、走行速度) 3) 地盤の状況(地盤種別、地盤卓越振動数)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で地盤の状況を把握します。大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析することにより地盤卓越振動数を求めます。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。地盤卓越振動数については、原則として10回以上の測定を行います。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号6.1)に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L₁₀)を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 予測地域において、道路構造、交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定し、当該代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (11) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
低周波音	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の低周波音の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 低周波音の状況 事業実施区域及びその周囲では、低周波音に関する公表資料はありません。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 低周波音の状況 2) 住居等の位置</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査により行います。 1) 低周波音の状況 現地調査は、「低周波音の測定に関するマニュアル」等を参考に行います。 2) 住居等の位置 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 道路構造が高架構造であり、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域における住居等の位置を把握できる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 低周波音の状況 低周波音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 住居等の位置 住居等の位置を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号5.1)に記載の既存調査結果より導かれた予測式を用いて低周波音圧レベルを予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、低周波音の影響範囲内に住居等の保全対象が立地、又は立地が計画されている地域とします。</p> <p>3. 予測地点 予測地域において、高架の上部工形式又は交通条件が変化することによって区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定します。 予測高さは、当該代表断面における住居等の位置の地上1.2mを原則とします。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>
水質	水の濁り	<p>工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置)</p> <p>切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置により、水の濁りへの影響が考えられます。</p>	<p>1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲では、木曾川において1地点で水質調査が行われています。調査結果は、大腸菌群数を除く生活環境項目及び健康項目において環境基準を達成しています。</p> <p>2. 利用の状況 事業実施区域において、日光川が存在しますが、漁業等の水面利用はありません。また、水道施設として地下水を汲み上げる水源地が、1箇所存在します。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 水質の状況(浮遊物質の濃度、濁度) 2) 水象の状況(河川の流量、流向及び流速)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 現地調査により行います。 1) 水質の状況 現地調査は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)等に規定される測定方法に準拠して行います。 2) 水象の状況 現地調査は、「水質調査方法」(昭和46年9月30日各都道府県知事・政令市長あて環境庁水質保全局長通達)等に規定される測定方法に準拠して行います。</p> <p>3. 調査地域 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地域において水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度(月1回、1年以上)とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 類似事例を用いて推定する方法により、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に伴い発生する水の濁りの程度を予測します。</p> <p>2. 予測地域 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。</p> <p>3. 予測地点 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。</p> <p>4. 予測対象時期等 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>	

表 8-3 (12) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
日照阻害	日照阻害	土地又は工 作物の存在 及び供用 (道路(嵩上 式)の存在)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>道路（嵩上式：高架構造）の存在により、日照阻害の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地及び三角州性低地が広範囲に広がっています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 土地利用の状況（住居等の立地状況） 2) 地形の状況（住居等の立地する土地の高さや傾斜、著しい日影の影響を及ぼす地形の位置）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 道路構造が高架構造の周辺地域において、日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域（冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲を含む地域）とします。</p> <p>4. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 太陽高度・方位及び高架構造物の方位・高さ等から、1時間ごとの等時間の日影線の範囲を計算して求め、等時間日影図を作成することにより予測します。</p> <p>2. 予測地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 予測地域内にあつて、高架構造物の沿道状況、高架構造物と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点に設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 原則として、道路（嵩上式：高架構造）の設置が完了する時期の冬至日とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 道路（嵩上式：高架構造）の存在に係る日照阻害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内である限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (13) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由																								
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法																									
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。	<p>1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲では、8 河川存在します。</p> <p>2. 土壌の状況 事業実施区域及びその周囲は、農地土壌で、主に褐色低地土壌や黄色土壌、灰色低地土壌が分布しています。</p> <p>3. 地形及び地質の状況 ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地及び三角州性低地が広範囲に広がっています。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p> <p>4. 動物の生息の状況 事業実施区域及びその周囲において、文献から確認された重要な種は以下に示すとおりです。 哺乳類：2 目 3 科 4 種 鳥類：13 目 25 科 50 種 爬虫類：1 目 2 科 2 種 両生類：2 目 3 科 5 種 魚類：6 目 9 科 24 種 昆虫類：5 目 27 科 40 種 底生動物：5 目 9 科 16 種 陸産貝類：1 目 1 科 1 種</p> <p>また、注目すべき生息地の状況は、重要湿地「木曾三川合流域の河川・水路・ため池群」があります。</p> <p>5. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、鳥獣保護区は、岩倉市で1 箇所指定されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 ・重要な種等の分布 ・重要な種等の生息の状況 ・重要な種等の生息環境の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査（下表参照）により行います。 1) 動物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・重要な種等の分布及び生息の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地調査は、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。</p> <p>3. 調査地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。</p> <p>4. 調査地点 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 1) 動物相の状況 春夏秋冬の 4 季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>主な調査方法</th> <th>調査時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲</td> <td>春・夏・秋・冬</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>直接観察、ライセンス法、定点観察法※ ※概ねの飛翔高度も確認する</td> <td>春・夏・秋・冬</td> </tr> <tr> <td>爬虫類・両生類</td> <td>直接観察</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>直接観察及び採取</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>直接観察及び採取</td> <td>夏・冬</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>直接観察及び採取 ライトトラップ法、ペイトラップ法</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>直接観察及び採取</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> </tbody> </table>	分類	主な調査方法	調査時期	哺乳類	目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲	春・夏・秋・冬	鳥類	直接観察、ライセンス法、定点観察法※ ※概ねの飛翔高度も確認する	春・夏・秋・冬	爬虫類・両生類	直接観察	春・夏・秋	魚類	直接観察及び採取	春・夏・秋	底生動物	直接観察及び採取	夏・冬	昆虫類	直接観察及び採取 ライトトラップ法、ペイトラップ法	春・夏・秋	陸産貝類	直接観察及び採取	春・夏・秋	<p>1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 事業の実施に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>
		分類	主な調査方法	調査時期																												
哺乳類	目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲	春・夏・秋・冬																														
鳥類	直接観察、ライセンス法、定点観察法※ ※概ねの飛翔高度も確認する	春・夏・秋・冬																														
爬虫類・両生類	直接観察	春・夏・秋																														
魚類	直接観察及び採取	春・夏・秋																														
底生動物	直接観察及び採取	夏・冬																														
昆虫類	直接観察及び採取 ライトトラップ法、ペイトラップ法	春・夏・秋																														
陸産貝類	直接観察及び採取	春・夏・秋																														
	土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。			<p>1. 予測の基本的な手法 道路構造と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>																										

表 8-3 (14) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な種及び群落	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、重要な種及び群落への影響が考えられます。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲では、8河川存在します。 2. 土壌の状況 事業実施区域及びその周囲は、農地土壌で、主に褐色低地土壌や黄色土壌、灰色低地土壌が分布しています。 3. 地形及び地質の状況 ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地及び三角州性低地が広範囲に広がっています。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。	1. 調査すべき情報 1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種・群落の生態 ・重要な種・群落の分布 ・重要な種・群落の生育の状況 ・重要な種・群落の生育環境の状況 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査（下表参照）により行います。 1) 植物相及び植生の状況 現地調査は、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とします。 2) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種・群落の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・重要な種・群落の分布、生育の状況 現地調査は、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種・群落の生育環境の状況 現地調査は、微地形、水系等を目視確認する方法とします。 3. 調査地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から100m程度を目安とします。	1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。次に、それらが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。 3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	1. 回避又は低減に係る評価 事業の実施に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、重要な種及び群落への影響が考えられます。	4. 植物の生育及び植生の状況 ①植物の生育及び群落の状況 事業実施区域及びその周囲において、文献から確認された重要な種は以下に示すとおりです。 植物：76科205種 群落：1箇所 ②植生の状況 事業実施区域及びその周囲には、概ね緑の多い住宅地、畑雑草群落、水田雑草群落が大半を占めており、樹木の群落を示す植生区分はわずかに点在する程度です。 5. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、天然記念物の指定は21件あります。	4. 調査地点 1) 植物相及び植生の状況 調査地域において、そこに生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において、それらが生育する可能性が高い場所に地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 1) 植物相及び植生の状況 植物相の状況は、春夏秋の3季実施することを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期（下表参照）とします。時間帯は昼間に実施することを基本とします。 植生の状況は、春～秋にかけて1～2回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期（下表参照）とします。時間帯は昼間に実施することを基本とします。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期（下表参照）とし、時間帯は昼間に実施することを基本とします。	1. 予測の基本的な手法 道路構造と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。 次に、それが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。 3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。	

分類	主な調査方法	調査時期
植物相	直接観察及び採集	春・夏・秋
植物群落	植生調査	春・夏・秋

表 8-3 (15) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施(工事施工ヤード、工事用道路等の設置)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲では、8河川存在します。 2. 土壌の状況 事業実施区域及びその周囲は、農地土壌で、主に褐色低地土壌や黄色土壌、灰色低地土壌が分布しています。 3. 地形及び地質の状況 ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地及び三角州性低地が広範囲に広がっています。 ②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。 4. 生態系の状況 事業実施区域及びその周囲において、8区分に類型化しました。	1. 調査すべき情報 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況 ・植物相の状況 ・その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態 ・注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・注目種・群集の分布 ・注目種・群集の生息・生育の状況 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況、植物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・その他の自然環境に係る概況 現地調査は、主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態、注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・注目種・群集の分布、注目種・群集の生息・生育の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 現地調査は、生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認することを基本とします。 3. 調査地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 動物の項、植物の項と同様とする。	1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及び地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。 3. 予測対象時期等 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	1. 回避又は低減に係る評価 事業の実施に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。	1. 調査すべき情報 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況 ・植物相の状況 ・その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態 ・注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・注目種・群集の分布 ・注目種・群集の生息・生育の状況 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況、植物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・その他の自然環境に係る概況 現地調査は、主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態、注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・注目種・群集の分布、注目種・群集の生息・生育の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 現地調査は、生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認することを基本とします。 3. 調査地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 動物の項、植物の項と同様とする。	1. 予測の基本的な手法 道路構造並びに生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。 3. 予測対象時期等 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。		

表 8-3 (16) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、主要な眺望景観への影響が考えられます。</p>	<p>1. 景観の状況 事業実施区域及びその周囲は、西～北部にかけて自然豊かな木曾川に面しており、木曾川を挟んだ対岸の遠景として山地の眺望が得られます。市内は全体として平坦であり、里山等、起伏のある自然景観は見られません。 以下に示すとおり、主要な眺望点は3地点、景観資源は5箇所分布しています。 [主要な眺望点] ・ツインアーチ 138 ・一宮市役所 (14階展望ロビー) ・i-ビル [景観資源] ・木曾川 ・木曾川堤-桜並木 ・138タワーパーク (国営木曾三川公園) ・大江川緑道 ・多加木緑道</p> <p>2. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、名勝の指定は1件あります。 一宮市及び各務原市は「景観法」に基づく景観行政団体となっており、良好な景観の形成に関する計画(景観計画)を策定しています。 また、愛知県は「美しい愛知づくり条例」(平成18年3月28日愛知県条例第6号)を定めており、一宮市も「一宮市都市景観条例」(平成7年2月27日一宮市条例第14号)を制定しています。 岐阜県は、「岐阜県景観基本条例」(平成16年12月16日、岐阜県条例第46号)を定めています。各務原市は景観法に基づく「各務原市景観計画」(平成18年3月31日)を定め、法に基づく委託条例として「各務原市都市景観条例」(平成18年3月29日、各務原市条例第19号)を制定しています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。主要な眺望点の状況、景観資源の状況については、既存の文献資料等により把握します。 主要な眺望点の分布、利用状況(利用時期、利用時間帯等)及び景観資源の分布、自然特性(見どころとなる時期等)に関する情報が、文献資料では不足すると判断される場合には、主要な眺望点の管理者や関係地方公共団体に対しヒアリング又は現地踏査を行い、必要な情報を確認します。 また、主要な眺望景観の状況については、写真撮影により視覚的に把握します。</p> <p>3. 調査地域 事業実施区域及びその端部から3km程度の範囲を目安とし、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とします。</p> <p>4. 調査地点 主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を設定します。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、主要な眺望点の利用状況(利用時期、利用時間帯等)、景観資源の自然特性(見どころとなる時期等)を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。 2) 主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 対象道路の完成時において、主要な眺望点の利用状況(利用時期等)、景観資源の自然特性(見どころとなる時期等)を踏まえ、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の影響を明らかにする上で必要な時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (17) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。</p>	<p>1. 触れ合い活動の場の状況 事業実施区域及びその周囲には、以下に示す自然豊かな公園や緑道、サイクリングロード・ウォーキングコースが分布しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・138 タワーパーク (国営木曾三川公園) ・木曾川緑地公園 ・大野極楽寺公園 ・浅野公園 ・浅井山公園 ・木曾川堤・桜並木 ・大江川緑道 ・多加木緑道 ・萬徳寺 ・自然生態園 ・尾北自然歩道五条川 ・ウォーキングコース(市北西部) ・ウォーキングコース(市北東部) ・ウォーキングコース(尾張一宮駅前ビル周辺) ・ウォーキングコース(市南西部) ・ウォーキングコース(市南東部) ・サイクリングロード(犬山市～一宮市) ・河川環境楽園(木曾川水園・自然発見館) ・トンボ天国 ・笠松みなと公園 ・笠松町サイクリングロード <p>事業実施区域においては、浅野公園及びウォーキングコースが4コース分布しています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ・主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布 ・利用の状況 ・利用環境の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主要な人と自然との触れ合い活動の場の管理者や関係地方公共団体に対してヒアリングを行ない、必要な情報を確認します。現地調査では、主要な人と自然との触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握します。また、主要な人と自然との触れ合い活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握します。</p> <p>3. 調査地域 事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲を目安とし、主要な人と自然との触れ合い活動の場が分布する地域とします。</p> <p>4. 調査地点 現地調査の地点は、人と自然との触れ合い活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。現地調査の調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合い活動の場の利用状況(利用時期、時間帯)を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 1) 主要な人と自然との触れ合い活動の場及び自然資源の改変 主要な人と自然との触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源と事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握します。</p> <p>2) 利用性の変化 ・人と自然との触れ合い活動の場の利用性の変化 触れ合い活動の場の利用の支障の有無、支障が生じる箇所等を把握します。特に触れ合い活動の場の分断の有無及び分断によって生じる活用可能面積や延長を把握します。 ・主要な人と自然との触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化 近傍の既存道路の改変の状況より、主要な人と自然との触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化を把握します。</p> <p>3) 快適性の変化 人と自然との触れ合い活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 対象道路の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合いの活動の場の利用状況(利用時期)を踏まえ、主要な触れ合い活動の場及び影響を明らかにする上で必要な時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (18) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられます。	1. 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況 事業実施区域及びその周囲には、県指定史跡が4件、市・町指定史跡が13件、国指定名勝が1件、市指定天然記念物が20件存在しています。更に、国指定建造物が3件、県指定建造物が2件、市指定建造物が6件、登録有形文化財（建造物）が5件、県指定無形民俗文化財が2件、市指定無形民俗文化財が3件存在しています。事業実施区域においては、指定された文化財が2件存在しています。	1. 調査すべき情報 1) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況 2. 調査の基本的な手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境に関する既存資料の収集により把握します。また、既存資料調査を補完する必要がある場合には、現地調査により行います。現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3. 調査地域 対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の変化を生じさせる範囲（事業実施区域）を考慮して、その範囲における地域の歴史的文化的特性を生かした環境が分布する地域とします。 4. 調査地点 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境に及ぼす影響を適切に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新の文献を入手可能な時期とします。	1. 予測の基本的な手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の位置及び程度を把握します。 2. 予測地域 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域とします。 3. 予測対象時期等 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにする上で必要な時期とし、工事の実施期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事の実施に係る歴史的文化的特性を生かした環境の状況に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	「環境影響評価指針」（平成11年5月28日、愛知県告示445号）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 対象道路の存在により、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられます。					

表 8-3 (19) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、工作物の除去によるアスファルト・コンクリート塊が発生します。これらの廃棄物による環境への負荷の影響が考えられます。	1. 廃棄物の処理及び施設の状態 事業実施区域及びその周囲には、産業廃棄物処理施設が14件分布しています。 事業実施区域においては、産業廃棄物処理施設は2件存在します。	予測及び評価に必要な情報は、既存資料調査により行うことを基本とし、必要な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて聞き取り調査を行います。	1. 予測の基本的な手法 事業特性及び地域特性を基に行うこととし、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測します。 2. 予測地域 廃棄物等が発生する事業実施区域を基本とします。 なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、事業実施区域の周辺区域を含む範囲とします。 3. 予測対象時期等 廃棄物等の発生する工事期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
温室効果ガス等	温室効果ガス等	工事の実施（建設機械の稼働） 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施にあたっては、建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による温室効果ガス（二酸化炭素）が発生します。これらの温室効果ガス等による環境への負荷の影響が考えられます。	1. 温室効果ガス等の状況 愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略2030」（2018年2月、愛知県）を策定しており、2030年度の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減する目標を設定しています。	予測及び評価に必要な情報は、既存資料調査により行うことを基本とします。	1. 予測の基本的な手法 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の発生状況を把握します。 2. 予測地域 温室効果ガス（二酸化炭素）が発生する事業実施区域を基本とします。 3. 予測対象時期等 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生する工事期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス（二酸化炭素）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	「環境影響評価指針」（平成11年5月28日、愛知県告示445号）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。